

平成30年(行コ)第75号 怠る事実の違法確認等請求控訴事件

控訴人 光城敏雄 外2名

被控訴人 大東市長東坂浩一

被控訴人補助参加人 株式会社オオヨドコーポレーション

答 弁 書

平成30年8月28日

大阪高等裁判所

第11民事部 ハロ係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満1丁目7番4号 協和中之島ビル8階

パーク綜合法律事務所(送達場所)

電話 06-6362-9766 06-6312-0111

FAX 06-6362-5602

被控訴人補助参加人株式会社オオヨドコーポレーション

訴訟代理人弁護士 谷 村 和 治



同 飯 島 敬 子



同 石 田 登 良 夫



同 谷 村 慎 哉



控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人らの控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とするとの判決を求める。

控訴理由書に対する反論

- 1 被控訴人補助参加人の主張、立証は、一審における同人の主張及び原判決の事実摘示のとおりであるから、これを援用する。
- 2 「第1 1(1)イ」について
各入札業者が、どのような積算、金額で入札するかは、被控訴人補助参加人にとっては全く分からないことであり、たまたま予定価格100%で入札した業者がいたとしても、被控訴人補助参加人には関係がないことである。

会社の規模も顧客層も異なり、訴訟告知に対しても、誠実に対応した被控
訴人補助参加人と、何らの対応もしない他の業者とを「交流が深い市内3社」
として同列に扱った上、談合をしたと主張されることは誠に心外である。

- 3 控訴人らの主張が認められないことは明らかであり、本件控訴は、速やかに棄却されるべきである。

以 上